

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公 告する。

令和 7 年 2 月 20 日

鳥取県知事 平井伸治

## 1 調達内容

### （1）調達物品の名称及び数量

長靴ほか、

調達物品の内訳品目と購入予定数量は入札説明書による。

### （2）調達物品の仕様

入札説明書による。

### （3）納入の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

### （4）入札方法

入札は、紙入札により行うものである。

入札に当たっては、入札説明書「令和 7 年度被服標準仕様書（長靴ほか）」（以下「仕様書」という。）の 1 に示す 物品の各内訳品目の 1 足当たりの金額（1 円未満の端数を含まないものとする。以下「単価（税抜）」という。）に仕 様書の 4 に示すそれぞれの購入予定数量を乗じて得た金額の合計額に、当該合計額の消費税及び地方消費税相当額を加 算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を入札金額として入札書（入札説 明書様式第 3 号）に記載すること。なお、単価（税抜）には搬入費を含むものとする。

なお、請求に当たっては、入札書に記載した単価（税抜）にそれぞれの購入数量を乗じて得た金額の合計額に、当該 合計額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとす る。）をもって請求額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを 問わず、見積もった金額から当該金額に 110 分の 10 を乗じて得た金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り 捨てるものとする。）を減じた金額に相当する額（単価）を入札書の単価（税抜）にそれぞれ記載すること。

また、この調達は入札書に記載された単価（税抜）による単価契約であり、購入予定数量は最低数量を保証するもの ではなく、また、落札金額が契約金額とならないので注意すること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

### （1）政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

### （2）令和 3 年鳥取県告示第 457 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の 申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、以下のい ずれかの業種区分に登録されている者であること。

ア 繊維・皮革・ゴム類の皮革

イ 繊維・皮革・ゴム類のその他

### （3）本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格 者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であ ること。

### （4）鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県 内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

## 3 契約担当部局

鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課

## 4 入札手続等

### （1）入札の手続及び調達物品の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目 220  
鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課集中化業務担当  
電話 0857-26-7495  
電子メール shomushuchu@pref.tottori.lg.jp

#### (2) 入札説明書等の交付方法

令和7年2月20日(木)から同年3月7日(金)までの間にインターネットの鳥取県総務部総合事務センターホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/273915.htm>)から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

##### ア 交付期間及び交付時間

令和7年2月20日(木)から同年3月7日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

##### イ 交付場所

(1) に同じ

#### (3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

#### (4) 入札及び開札の日時及び場所

##### ア 日時

令和7年3月19日(水)午後3時即時開札(ただし、郵便等による入札の受領期限は、同月18日(火)午後5時までとする。)

##### イ 場所

鳥取県鳥取市東町1丁目220 鳥取県庁議会棟3階 第15会議室

### 5 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出すること。
- (2) 郵便等による入札の場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に「第1回」、「第2回」及び「第3回」と回数を明記し、提出すること。なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。
- (3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に令和7年3月7日(金)午後5時までに郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認及び仕様書の3で示す参考品以外の同等品で応札する場合は同等品の承認を受けなければならない。なお、期限までに事前提出物を提出しない者は、本件入札に参加することができない。
- (4) 入札参加者は、(3)の事前提出物に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

### 6 入札保証金及び契約保証金

#### (1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

#### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として、入札書に記載の単価(税抜)に仕様書の4に示すそれぞれの購入予定数量を乗じて得た金額の合計額に、当該合計額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。(以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

### 7 その他

#### (1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会令和7年2月定例会において本件業務に係る予算（以下「予算」という。）が成立しなかった場合は、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には、議決前に開札は行うが、予算が成立したときに落札決定を行うこととし、また、予算が成立しなかった場合は、落札決定を行わないものとする。